

## 横浜地方裁判所委員会(第2回)議事概要

### 1 日時

平成16年3月12日(金)午後2時～午後4時4分

### 2 場所

横浜地方裁判所大会議室

### 3 出席者

(委員)

大坪丘, 小山内いづ美, 川島徳道, 北村道夫, 木村良二, 後藤ヨシ子, 佐々木勲, 鈴木由美, 田中亮一, 中村行宏, 中村れい子, 平原史樹, 山崎章, 吉本徹也【委員長】 (五十音順, 敬称略) (遠藤眞委員は欠席)

(事務担当者)

横浜地方裁判所事務局長, 同民事首席書記官, 同刑事首席書記官, 同総務課長, 同総務課課長補佐, 同総務課庶務第一係長

### 4 テーマ

「国民に身近で利用しやすい裁判所の実現のために, 主に横浜地裁本庁の施設や案内表示の面でどういった方策が考えられるか。」

(小テーマ) ア 庁舎の案内表示

イ 受付相談窓口

ウ 待合いコーナー, 待合室関係

エ 開廷情報関係

オ その他

### 5 議事 (発言者/委員長, 委員, 事務担当者)

(1) 委員長あいさつ

(2) 新任委員(北村道夫)自己紹介

(3) 庁舎見学

出席委員全員が、今回のテーマに沿って、受付を行っている各事務室への案内表示、動線、待合室及び開廷情報等を中心に横浜地方裁判所本庁庁舎を見学した。

#### (4) 庁舎についての感想

今日は、残り時間があまりないので、次回(第3回)、次々会(第4回)の開催日時及び次回のテーマを決め、今回のテーマについて小テーマに沿った意見交換は、次回に継続して行うこととし、庁舎について全般的な感想をお聞きすることにしたいが、よろしいか。

異議なし

それでは、庁舎についての感想はいかがか。

旧庁舎に比べると格段によい。非常に明るくなって、法廷にも配慮してある。高齢化社会ということを考えると、字を大きくできるところは大きくした方がよい。どの建物でも初めてきた人には分かりにくいということはある、全体的には、こんなものかなという印象である。

裁判所は、我々弁護士にとっても職場であるので、ユーザーの意見を聞きたい。3階の案内表示の黄色と緑色が極めて印象的で、分かりやすいと思った。また、破産の申立窓口を順番カード方式にし、「何番のカードをお持ちのお客様は窓口へお越してください。」とアナウンスしているのを聴いて、いよいよ裁判所も「お客様」という発想をするようになったかということで印象深く、次回の意見交換を楽しみにしている。

外国人が関係する事件があるので、外国語の案内表記も必要ではないか。

外国人の刑事事件は増えている。

弁護士が付いていることが多いので、家族の方が傍聴する場合でも、迷っていることは今のところないが、表記の必要性について御意見等を参考に考えてみたい。

ニュージーランドから来た人の話では、日本は交通案内でも外国語表記が

少なく、非常に不便だということであった。開かれた裁判所ということでは、外国語表記もあった方がよいのではないか。

英語、フランス語、ドイツ語及びイタリア語が話せる職員がいるので、案内板等に外国語表記がなくても、今のところ必要なときには対応できている。

案内板はよくできているが、書かれている言葉の意味自体がよく分からない。銀行などは案内嬢のような人がいて聞きやすいが、守衛さんには聞きづらい。簡裁の受付はオープンで、親しみやすさを感じたので、簡裁の受付に行けばよいのかなと思った。

守衛には来庁者が目的とする場所を案内できるよう研修をしている。それ以上の具体的な内容については、書記官室等で専門家である書記官が説明している。

新しいのできめ細かく、役所とは思えない明るい建物だと思った。多目的トイレを見てきたが、低層階にすべて付いていてよかった。ユーザーの声を活かした設計をしてきたのなら、他の裁判所にも取り入れるべきである。

本庁庁舎は、歴史的建造物である。みなとみらい線も開通したのであるから、旧庁舎のマークの由来や、横浜地裁の歴史、関東大震災時の資料などをパネル化してインフォメーションコーナーに掲示するなど工夫ができるのではないか。小、中学生も社会科見学によく来ている。

建物、特に旧庁舎の遺産を取り入れている低層棟が非常に印象に残った。表示については特に問題ないと感じた。目的のはっきりした人が来るので、今以上の表示はいらないと思う。市民に開かれたという意味では、1階の対応が大切である。守衛室という表示はあるが、受付という表示はない。フロアマネージャーといった形でOBの方が対応するというのはどうか。各部屋での説明で、取って付けたように、絵を飾っているという説明があったが、もう少し工夫が必要である。

3階の色分けは分かりやすい。2階は細かい部屋割りで迷路のようになって

ているので、もう少し分かりやすくした方がよい。裁判員制度の導入により、刑事裁判への関心が高まると思われるので、エレベータを降りたところを開廷表や法廷の場所を分かりやすくする工夫があってもよいのではないか。101号法廷は、法廷の表示がなかった。

(5) 次回(第3回)及び第4回の開催日時

あらかじめ裁判所から各委員に提案してあった開催候補日(各回3期日)について、委員長から各委員に都合を確認し、次の日時に開催することが決められた。

ア 次回(第3回)開催日時

平成16年6月4日(金)午後2時から午後4時まで(中会議室)

イ 第4回開催日時

平成16年11月9日(火)午後2時から午後4時まで(大会議室)

(6) 回りのテーマ

今回は、今回のテーマについて継続して小テーマごとに意見交換を行うとともに、次のテーマとして、裁判所から案を二つ候補としてあげさせていただく。

一つは、今回に引き続き、「国民に身近で利用しやすい裁判所の実現のために裁判所からなすべき国民へのアプローチの諸方策について」というテーマである。具体的には、裁判所の手続を周知するための方策や学校教育との関わり、行政機関等との連携、地域社会との関わりなどについて、裁判所の現在の状況等、例えば、どのような広報活動を行っているかというようなことを説明した上で、いろいろな意見、アイデアをいただくことを考えている。

もう一つは、同じく、国民に身近で利用しやすい裁判所の実現という観点から、「裁判には時間と費用(お金)がかかりすぎているのでしょうか。」というテーマである。これについても、裁判所から、裁判の審理期間はどのくらいで、どういったところに時間がかかっているのか、裁判にかかる費用

というのは、どのようなものでどのくらいかかるのかというような現状やその原因について説明した上で、委員から、改善すべき点等の意見をいただくとともに、裁判には時間も費用もかかるというイメージによって裁判を敬遠している市民の方がいるとすると、そのイメージを正すためにはどうしたらよいかというようなことについても意見をいただきたい。

意見なし

それでは、次回（第3回）のテーマは、最初の案の「国民に身近で利用しやすい裁判所の実現のために、裁判所からなすべき国民へのアプローチの諸方策について」でよろしいか。

異議なし。

#### 6 次回期日

平成16年6月4日（金）午後2時から午後4時まで

#### 7 次回テーマ

- (1) 国民に身近で利用しやすい裁判所の実現のために、主に横浜地裁の本庁庁舎の施設や案内表示の面でどういった方策が考えられるか。」（今回の続き）
- (2) 「国民に身近で利用しやすい裁判所の実現のために、裁判所からなすべき国民へのアプローチの諸方策について」

以上

横浜地方裁判所委員会は、どのような委員会なのか、どのような委員で構成されているのかなどを知りたい方は、「横浜地方裁判所委員会の設置について」のコーナーを御覧ください。